十八　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業	十八　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業
十九～二十七　（略）	十九～二十七　（略）

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略） ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項	（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略） ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項
(1)～(6)　（略） (7)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権 (8)・(9)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～八　（略） 3　（略）	(1)～(6)　（略） (7)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権 (8)・(9)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～八　（略） 3　（略）

（都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成三十年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（事業計画の認定の申請） **第一条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下この号及び次条第一項第三号トにおいて「承認会	（事業計画の認定の申請） **第一条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　認定を受けようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下この号及び次条第一項第三号トにおいて「承認会社」と